

令和7年12月1日

世界かんがい施設遺産の申請募集について（令和8年度分）

農林水産省農村振興局整備部設計課
(国際かんがい排水委員会日本国内委員会事務局)

1 趣旨

世界かんがい施設遺産（World Heritage Irrigation Structures）とは、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、国際かんがい排水委員会（ICID、International Commission on Irrigation and Drainage）が認定・登録するものです。

ICIDは、かんがい排水に係る科学的・技術的知見により、食料や繊維の供給を世界規模で強化することを目的として1950年に設立された自発的非営利・非政府国際機関です。日本は1951年に加盟し、日本を含め各国が国内委員会を設置しています。現在、80の国・地域が加盟しています。

世界各国のICID国内委員会からICID本部（インド、ニューデリー）への申請に基づき、ICID本部が設置する審査会の審査を経てICID本部によりかんがい施設遺産として登録されることとされており、2014年から開始されました。

2026年度分の世界かんがい施設遺産の登録に向けて、ICID日本国内委員会（事務局：農林水産省農村振興局整備部設計課）は、ICID本部への申請候補施設を募集します。応募いただいた申請候補施設は、ICID日本国内委員会で審査を行ったうえで、ICID日本国内委員会がICID本部へ申請します。

2 申請候補施設の募集・受付について

（1）申請候補施設の分類

申請候補施設は、リストA（現在も供用中でかつ長期に渡る維持管理の卓越した例であるもの）と、リストB（歴史的価値を本質的に有し、既に機能が廃止されているもの）に分類されて登録されます。リストごとに、必要とされる情報や書類が若干異なります。

（2）対象施設・登録基準

下記（ア）～（ウ）の基準を全て満たすかんがい施設が申請の対象となります。

（ア）建設から100年以上経過していること。

（イ）次のいずれかの施設であること。

①ダム（かんがいが主目的） ②ため池等の貯水施設 ③堰、分水施設

④水路 ⑤古い水車 ⑥はねつるべ ⑦排水施設

⑧現在または過去の農業用水管理に機能上関係する（していた）区域又は構造物

（ウ）次の①～⑨の基準を1つ以上満たすこと。

①かんがい農業の発展において、重要な段階又は転換を象徴する施設であるとともに、農家の経済状況の改善に加えて農業発展及び食料増産への寄与が明確である施設であること。

②計画策定、設計、建設技術、施設規模、水量、受益規模の点で最先端であった施設であること。（いずれかの1つ以上）

- ③地域における食料生産強化、生計の向上、農村発展、貧困削減に大きく貢献した施設であること。
- ④施設に係る着想が建設当時としては革新的であった施設であること。
- ⑤効率的かつ現代の技術理論・実践の発展に貢献した施設であること。
- ⑥設計・建設における環境配慮の模範となる施設であること。
- ⑦建設当時としては驚異的かつ卓越した技術の模範となる施設であること。
- ⑧建設手法が独特な施設であること。
- ⑨伝統文化又は過去の文明の痕跡を有する施設であること。

(3) 応募対象者

対象施設の所有者、管理者等が応募してください。

(4) 受付期間

令和7年12月1日（月）～令和8年2月4日（水）

（17:00 必着、厳守。受付期間外に到着した申請書は受理されません）

(5) 提出資料

申請候補施設の審査を行うための資料として、以下の①～⑤を日本語で作成の上、印刷物1部及び電子データを保存したCD-R1部を下記（6）の提出先に郵送あるいは持参により提出して下さい。メールによる提出や、受付期間後の差替えは一切できません。

① 申請依頼書

別紙1の「世界かんがい施設遺産申請依頼書」に必要事項を記載の上、提出して下さい。

② 世界かんがい施設遺産申請書（日本語版）

別紙2の「世界かんがい施設遺産申請書（様式）」により提出して下さい。

③ 地方行政機関からの意見書

本申請に対して賛同の意を表する都道府県、市町村等行政機関の意見書として、英語または日本語を正とする公文書（様式自由）を提出してください。リストBにあたる施設の場合は、歴史関係部署からの意見書が必要です。意見書の宛先は、「国際かんがい排水委員会日本国内委員会 委員長 渡邊紹裕」宛として下さい。

注1：意見書は申請主体と異なる者から発出して下さい。

注2：意見書の発出者は首長あるいは担当部局（出先機関含む）の長として下さい。

④ 世界かんがい施設遺産概要書（日本語版）

別紙3の「世界かんがい施設遺産概要書（様式）」により提出して下さい。

※写真については、各種広報で活用します。ICID本部電子提出用のサイズの小さいPDF版のほか、できる限り解像度の高い写真データをCD-R内の別のフォルダへjpeg形式にて保管した上で提出願います。

※国内審査を通過した場合は、別途、ICID本部提出用の英語版資料の作成・提出が必要となります。英語版作成に関する詳細については4 留意事項をご確認ください。

⑤ 世界かんがい施設概要一覧表（日本語版）

別紙4の「世界かんがい施設遺産国内申請施設の概要一覧表(様式)」により提出して下さい。

(6) 提出先

農林水産省 農村振興局 整備部 設計課 海外土地改良技術室
ICID 日本国内委員会事務局
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL : 03-3595-6339

3 申請候補施設の審査について

(1) 審査の方法及び手順

- ① ICID 日本国内委員会において、ICID 本部が示す申請基準を基本として、提出された申請内容の審査を実施します。その結果を踏まえ、ICID 本部への申請が適当と認められる施設（最大4施設）を、ICID 日本国内委員会が ICID 本部へ申請します。
- ② ICID 本部に申請された候補施設は、ICID 本部に設置される審査委員会において、世界かんがい施設遺産への認定の可否が審査されます。
- ③ 上記審査を経て認定と判定された施設は、令和8年10月に開催が予定されている第77回 ICID 国際執行理事会（於：フランス）において認定される予定となっています。

(2) スケジュール

- ・申請書の受付締切：令和8年2月4日（水）
- ・ICID 本部への申請施設の決定：令和8年4月（予定）
- ・申請施設の決定通知：令和8年4月（予定）
- ・英語版申請資料受付締切：決定通知の日から3週間以内（予定）
- ・ICID 本部への申請書提出：令和8年5月末日（予定）
- ・世界かんがい施設遺産認定式：令和8年10月（ICID 第77回国際執行理事会（於：フランス））

(3) 結果の通知

ICID 日本国内委員会の審査結果（ICID 本部への申請施設）及び ICID 本部の審査結果（世界かんがい施設遺産登録施設）は、後日、応募者にお知らせするとともに、農林水産省のウェブサイトにおいて公表します。

(4) その他

- ① 提出いただいた資料については、お返できません。
- ② ICID 日本国内委員会事務局から、申請書の内容等に関する問合せや追加資料の提出依頼を行う場合があります。
- ③ 提出資料に虚偽等が認められた場合には、申請を取り消すことがあります。

4 留意事項

(1) 英語版申請書等の作成について

ICID 本部に申請する際には、2 (5) ②申請書、③意見書、④概要書を英語で提出することになります。これらの資料については、ICID 本部への申請施設が決定した後に「(別紙5) NOMINATION FORM FOR INCLUDING IN THE ICID REGISTER OF WORLD HERITAGE IRRIGATION STRUCTURES (WHIS)」等にて、国内審査通過後に短期間で応募者が作成し、事務局に提出していただきます。具体的な締切日については別途通知します。

英語版作成の際には、ICID 本部の審査は主に非英語圏の委員が行うことから、可能な限り平易かつ明快な英語表現へと翻訳したうえで、必ずネイティブチェックを受けてください。ネイティブチェック後は、特に技術的・行政的用語の直訳的誤訳を防ぐ観点から、農業土木に通じた日本語を母語とする英語話者が日英両版の最終比較照査・修正を行ったうえで、期限までに提出いただけるようお願いします。なお、提出時にチェック者の報告をお願いします。

基本的には、提出いただいた英語版申請書等を事務局から ICID 本部に提出いたします。英文のチェックや編集等の作業は事務局では行いかねますので、予めご承知ください。

なお、申請書作成のポイントを説明した「世界かんがい施設遺産申請書作成における注意事項」を配布しています。当該資料が必要な場合は、問合せ先までご連絡ください。

(2) 施設の現況報告義務について

世界かんがい施設遺産として登録された場合は、施設管理者は登録の時から 5 年後に、ICID 本部あてに施設の現況を報告しなければなりません。

5 問合せ先

本手続、その他世界かんがい施設遺産に関するご質問等は、下記に問合せ下さい。

農林水産省 農村振興局 整備部 設計課 海外土地改良技術室

ICID 日本国内委員会事務局

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

TEL : 03-3595-6339

E-mail : jnwhis@maff.go.jp (※ このメールに資料提出はできません)

【別紙一覧】

(別紙 1) 世界かんがい施設遺産申請依頼書 (様式)

(別紙 2) 世界かんがい施設遺産申請書 (様式)

(別紙 3) 世界かんがい施設遺産概要書 (様式)

(別紙 4) 世界かんがい施設遺産国内申請施設の概要一覧表 (様式)

(別紙 5) NOMINATION FORM FOR INCLUDING IN THE ICID REGISTER OF WORLD HERITAGE IRRIGATION STRUCTURES (WHIS)